

令和3年3月24日

金融庁企画市場局総務課  
決済・金融サービス仲介法制室 御中

一般社団法人 信託協会

「令和2年金融商品販売法等改正に係る政令・内閣府令案等について」  
に関する意見について

標記につきまして、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以上

「令和2年金融商品販売法等改正に係る政令・内閣府令案等について」(2021/2/22)に関する意見

No.	該当箇所	意見等
1	金融商品の販売等に関する法律施行令等の一部を改正する政令(案)第19条第1項第1号ハ・ニ・ヘ(2)	<p>「有価証券(イからリまで(イ(1)、ハ(1)、ニ(1)及びホ(1)に係る部分を除く。)に掲げる有価証券を除く。ニ(2)及びヘ(2)において同じ。)」との文言の解釈について確認したい。</p> <p>トの有価証券でイに掲げる有価証券の性質を持つもの、リの有価証券でイ・ハ・ニ・ホに掲げる有価証券に表示されるべき権利については、それぞれの(1)に係る公募・上場の要件を満たさない有価証券が信託財産または投資対象であってもよいということか。</p> <p>具体的には、外国の社債を信託財産とする上場受益証券発行信託(ETN-JDR)については、当該外国の社債が、仮に施行令案19条1項1号イ(2)の要件を満たせば、同号イ(1)の公募要件を満たさなくても、同号ヘ(2)の「有価証券・・・でないもの」として、その他法令に記載の要件を満たせば金融サービス仲介の対象となるということによいか。</p>
2	金融商品の販売等に関する法律施行令等の一部を改正する政令(案)第19条第1項第1号ヘ(2)	<p>(2)の「有価証券」は、同号ハ(2)の規定により、「イからリまで・・・に掲げる有価証券を除く」とされ、ロに規定する株式は金融商品取引所等への上場が要件となっている。</p> <p>現在、有価証券を信託財産とする上場受益証券発行信託のうち、外国株JDRと称されるものの信託財産は、外国株式であり、トで規定する「ロ・・・に掲げる有価証券の性質を有するもの」であるが外国市場に上場していないため、本案に拠ると対象外になる。</p> <p>JDRは、東京証券取引所の上場審査を経ており、さらには金商法に基づく開示に加えて、適時開示が行われている。実態として外国株式等がJDRを用いずに直接上場されている場合と同等の商品性を有するため、金融サービス仲介業者が取り扱うにあたって、投資者は常に最新かつ信頼性の高い情報を得られる商品となっており、原資産である有価証券が非上場または公募でない場合でも、上場されているものについては、投資家保護の点で、上場されている株式等と比較しても懸念は無いものと思料する。</p> <p>ヘにおいては(1)で上場が条件とされていること、更に原資産を保有した場合と同様な目的であることから、ロに規定する株式についても、イ・ハ・ニ・ホと同様に、上場の条件を不要としていただきたい。</p>
3	金融商品の販売等に関する法律施行令等の一部を改正する政令(案)第19条第1項第1号ヘ(2)	<p>「(内閣府令で定める目的により信託財産とするものを除く。)」は、有価証券とデリバティブの両方にかかっているということによいか。</p>

No.	該当箇所	意見等
4	金融サービス仲介業者等に関する内閣府令 (案) 6条4項	府令案6条4項1号の「当該有価証券」とは、政令案第19条第1項第1号へであれば、受益証券発行信託の受益証券であるということによいか。
5	金融サービス仲介業者等に関する内閣府令 (案) 6条4項	府令案6条4項1号に「当該有価証券が投資の対象とする資産」とあるが、受益証券発行信託の場合、信託の目的が投資運用でなく、有価証券等の管理である場合もある(信託業法2条3項の管理型信託)。その場合でも適用されるということによいか。
6	金融サービス仲介業者等に関する内閣府令 (案) 6条4項	「当該有価証券が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的」とは、受益証券発行信託が、有価証券(例えば上場株式)のポートフォリオを実現することを信託目的としているときに、当該ポートフォリオと同様の損益を実現する目的で社債などの有価証券またはデリバティブに係る権利を信託財産とするということであり、換言すれば、受益証券発行信託の信託目的が府令案6条4項1号に記載の目的と一致する場合を念頭に置いているということによいか。